

近世の新嘗祭とその転換

國學院大學助教授

阪本是丸

はじめに

古来、天皇親祭を原則とする新嘗祭は近代の皇室祭祀において最も重要な祭祀であり、数ある皇室祭祀のなかでも「崇祖」を代表する春秋皇靈祭とともに「敬神」を代表する祭祀である⁽¹⁾。この新嘗祭の起源は大化前代の新嘗儀礼⁽²⁾に求められるであらうが、それが国家的祭祀として定位・制度化されるのは天武・持統朝であるといふのが通説となつてゐる。神祇令や延喜式に規定された多数の恒例あるいは臨時の祭祀のなかでも、天皇親祭の祭祀はこの新嘗祭と六月・一二月の神今食⁽³⁾だけであり、これからしててもいかに新嘗祭が重要視されてゐたかが了解されよう。

平安時代以降新嘗祭は内裏西側にある中和院（中院）正殿の神嘉殿において天皇親祭のもとに執行されるのを原則としたが、天皇不出御の場合は神祇官において執行されることもあつた。かくして種々の儀式書にも天皇親祭による神嘉殿での祭儀と不出御の時の神祇官での祭儀の両方の式次第が記されるやうになるが、あくまでも天皇親祭が大原則であつたことに変はりはなかつた。このやうな重大な神事も中世末期に至るや、政情の混乱や戦乱のためにその執

行も困難となり、後花園天皇の寛正四年を最後として中絶した。以来一二〇年余りにわたつて新嘗祭は再興されることはなかつたのであるが、貞享四年の東山天皇の大嘗祭再興を契機として新嘗祭再興の氣運が起こり、翌五年（元禄元年）には「堅固密儀」すなはち略儀たる新嘗御祈として再興されることになる。⁽⁴⁾

この略儀たる新嘗御祈は吉田家の宗源殿において元禄元年から元文四年までの五〇年余りにわたつて続けられるのであるが、元文三年の桜町天皇の大嘗祭を機に新嘗祭再興が図られるやうになる。そして五年一月十四日、紫宸殿（南殿）を神嘉殿代に擬して桜町天皇親祭のもとに新嘗祭が二七七年振りに再興されたのである。⁽⁵⁾ 以後、近世の新嘗祭は幕末に至るまで原則として天皇親祭のもとに執行され、諒闇時などには吉田家の宗源殿で新嘗御祈と称する特異な形式の新嘗祭が執行されてきた。しかし幕末維新时期を境としてこの近世的新嘗祭にも大きな転換が訪れることになる。それは端的にいへば新嘗祭の国家祭祀化であり、あの律令国家全盛時代をも凌駕する新嘗祭の拡大が図られ、実現されるのである。それは近世の細々とした朝廷内部の新嘗祭から国家大への新嘗祭への転換である。以下、本稿では明治三年から始まる近代的新嘗祭への転換直前までの近世的新嘗祭について概観し、近世から近代への新嘗祭の転換の予備的考察をおこなつてみたい。

一 新嘗祭の再興と経費

前述したやうに、元文五年に新嘗祭が再興されるのであるが、その前提となつたのは元禄元年から吉田・宗源殿で執行されてきた新嘗御祈であらう。元禄元年の新嘗がなぜ新嘗御祈といつた略儀となつたのかその詳細は知らないが、貞享四年の東山天皇の大嘗祭そのものが甚だしい略儀であり、それですらなほ実現に困難が伴つたことを思ふならば、恒例祭祀とはいへ朝廷祭祀随一の重儀である新嘗祭がたやすく再興できる状態でなかつたことは想像に難くない。ましてや新嘗祭は大嘗祭といった臨時祭社ではなく、毎年恒例の大きな祭祀である。かかる祭祀を恒例化して執行する

ためには政治的基盤（朝幕関係）はもとより、経済的基盤がよほど強固でなければならぬ。しかし当時の朝廷にはそのやうな経済的基盤はなかつた。だから東山天皇の大嘗祭を曲がりなりにも再興した後の新嘗祭としては「新嘗会可有御沙汰、用脚少分之間、諸事省略、畢竟被供新穀計之事也、依之來廿二日為卯日之間、内侍所采女參向吉田、吉田三位申祝分ニ御治定、此分先自今年例年可有御沙汰、已往用脚調候ハヽ、又々事々嚴儀ニ可被行思召入也」と東園基量が記すやうな形式で新嘗を執行するよりほかはなかつたのである。

かうして新嘗御祈は始まつたのであるが、「新嘗会依御再興、表向ハ御祈祷之分にて、丹波國御領之内より、米五升、粟五升吉田へ可遣、禁中御領之中よりも、右之程山城国にて遣候由也」とあるやうに、いかに細々とした祭儀であるかが想像される。これは近世最後の新嘗御祈となつた慶應三年一月一八日の新嘗御祈でもさほど変化はなく、禁裏御所から御供米・粟各一俵（五升）と丹波・山国井戸村から米粟各一俵（五升）が供されてゐるにすぎない。⁽⁹⁾しかししながら、この新嘗御祈が五〇年以上にわたつて間隔なく執行されたことは、朝廷にとつて新嘗の意義を常に想起させるものであつたことは事実であり、遙かに時代が下るとはいへ吉田良義が「元禄元年摂政冬経公以深思召被称新嘗御祈於吉田家如形執行候様被仰下、其節不堪感涙次第候。其以来五十箇年余勤仕候儀ニ而、全元文五年新嘗御再興之起源と存候」と述べてゐるのは、あながち吉田家の売り込みのための言のみとばかりはいへないであらう。

元禄元年の新嘗御祈が元文五年の新嘗祭再興の前提となつたことはほぼ推測がつくのであるが、ここで注意すべきは新嘗祭と大嘗祭の関係であらう。周知のやうに元文三年には桜町天皇の大嘗祭が執行されてゐる。この間、中御門天皇は大嘗祭不執行であるから東山天皇以来五〇余年振りの大嘗祭執行といふことになるが、それはともかくしても元文度大嘗祭の再興過程における朝廷（天皇）側の大嘗祭と新嘗祭（および神今食）の意義づけはすこぶる注目に値する。といふのも武部敏夫氏によれば桜町天皇は「即位以来の念願として、伊勢太神宮に親しく神膳供進の思召があること、毎年十一月の新嘗会と六月・十二月の神今食の両儀がこの思召の趣旨に適うものであること、仍つてこの両

儀の中のいづれかを行ふことを希望されてい⁽¹¹⁾たといふ。

はたして本当に天皇が大嘗祭挙行の代はりとしてせめて新嘗祭か神今食を親祭されたいと考へてをられたのか、それとも幕府を意識されての絡め手であるのかは定かではないが、大嘗祭を挙行しないで、あるいは挙行以前に新嘗祭や神今食を親祭するのは異例であらう。もちろん光孝天皇のやうに大嘗祭挙行以前に神嘉殿で神今食を親祭された天皇はあるのだから⁽¹²⁾、それを先例とするならば全くの未曾有のことともいへない。ましてや大嘗祭をめぐつて朝幕間に軋轢があり、さらには朝廷内部においても略儀の大嘗祭ならば挙行しないほうがよいとの意見も根強くあつたのだから、天皇としてもせめて新嘗祭や神今食を再興して是非とも親祭を行ひたいと思はれたとしても不思議ではなからう。要するに当時としては、大嘗祭を執行しなければ新嘗祭は親祭できないといふやうには思慮されてゐなかつたのであらう。大嘗祭が挙行されなければ、いつまで経つても新嘗祭や神今食が親祭できないとすれば永遠にそれらは挙行できることになる。永久に新嘗御祈のみで満足できるはずはなかつたのである。恐らく桜町天皇としては天皇の祭祀とは一世一代の大嘗祭だけが重儀ではなく、毎年の新嘗祭（あるいは神今食）もそれに劣らず重儀であり、大嘗祭と新嘗祭は一体不可分であることを廷臣や幕府に認識させようとされたのであらう。

この桜町天皇の思召にもかかはらず元文四年の新嘗祭は親祭ではなく、「今年可被行新嘗祭、去年被定、而無沙汰、因如近例有新嘗御祈⁽¹³⁾」とあるやうに、結局は新嘗御祈として執行されたのであつた。しかし翌五年からは旧例に準拠して一〇月二八日には神祇官代で新嘗祭ト定があり、ついで一月一日には忌火御飯が供された。そして一四日夕刻には天皇が神嘉殿代に擬された南殿に行幸され、宵儀・曉儀とも親しく神饌を供されたのである。さらに翌二五日には解齋御粥が供され、ついで豊明節会が催されたのである。以後、新嘗祭は諒闇などの場合に新嘗御祈として執行された一四回ほどの例外を除いて毎年のやうに執行され、近世朝廷における最重要祭祀として定着したのである（一覧表、参照）。

近世新嘗祭一覧表

天皇	年号	年月日	新嘗の形式	備考
東山	元禄	1・11・22	新嘗御祈	吉田神祇官代で初めて執行 11・10 明正院崩御により延引
		2・11・22	新嘗御祈	
		3・11・28	新嘗御祈	
		4・11・28	新嘗御祈	
		5・11・22	新嘗御祈	
		6・11・16	新嘗御祈	
		7・11・15	新嘗御祈	
		8・11・21	新嘗御祈	
		9・12・24	新嘗御祈	
		10・11・27	新嘗御祈	
		11・11・21	新嘗御祈	
		12・11・21	新嘗御祈	
		13・11・15	新嘗御祈	
		14・11・20	新嘗御祈	
		15・11・20	新嘗御祈	
	宝永	16・11・13	新嘗御祈	内侍某参向
		1・11・19	新嘗御祈	
		2・11・19	新嘗御祈	
		3・11・13	新嘗御祈	
		4・11・19	新嘗御祈	
中御門	正徳	5・11・19	新嘗御祈	宝永 7・11・11即位
		1・11・18	新嘗御祈	
		2・11・23	新嘗御祈	
		3・11・23	新嘗御祈	
		4・11・17	新嘗御祈	
	享保	5・11・23	新嘗御祈	吉田兼敬奉仕 吉田兼敬奉仕
		1・11・23	新嘗御祈	
		2・11・17	新嘗御祈	
		3・11・17	新嘗御祈	
		4・11・23	新嘗御祈	
		5・11・16	新嘗御祈	
		6・11・16	新嘗御祈	
		7・11・22	新嘗御祈	
		8・11・15	新嘗御祈	
		9・11・15	新嘗御祈	
		10・11・21	新嘗御祈	
		11・11・15	新嘗御祈	
		12・11・15	新嘗御祈	
		13・11・21	新嘗御祈	
桜町	元文	14・11・21	新嘗御祈	吉田兼雄奉仕 享保20・11・3即位
		15・11・14	新嘗御祈	
		16・11・20	新嘗御祈	
		17・11・20	新嘗御祈	
		18・11・14	新嘗御祈	
	寛保	19・11・20	新嘗御祈	元文 3・11・19大嘗祭 再興・神嘉殿（南殿を擬す）で親祭 以後、忌火御飯の供進、解斎御粥、 豊明節会あり
		20・11・20	新嘗御祈	
		1・11・14	新嘗御祈	
		2・11・19	新嘗御祈	
		4・11・24	新嘗祭	

天皇	年号	年月日	新嘗の形式	備考
桜町	延享	1・11・18	新嘗祭	
		2・11・24	新嘗祭	
		3・11・24	新嘗祭	
		4・11・17	新嘗祭	
桃園	寛延 宝曆	2・11・22	新嘗祭	ご病氣により不出御、内侍代参向
		3・11・16	新嘗祭	不出御、掌侍某参向
		1・11・16	新嘗祭	寛延1・11・17大嘗祭
		2・11・22	新嘗祭	不出御、掌侍某参向
		3・11・16	新嘗祭	不出御、掌侍源直子参向
		4・11・16	新嘗祭	不出御、掌侍邦子参向
		5・11・10	新嘗祭	
		6・11・15	新嘗祭	
		7・11・15	新嘗祭	
		8・11・20	新嘗祭	
		9・11・21	新嘗祭	
		10・11・15	新嘗祭	
後桜町	11・11・21	11・11・21	新嘗祭	
		12・11・9	新嘗御祈	
		13・11・14	新嘗祭	
				上卯の日に執行、異例か
後桃園	明和	2・11・19	新嘗祭	桃園院崩御により諒闇
		3・11・13	新嘗祭	不出御、掌侍藤原治子参向
		4・11・13	新嘗祭	明和1・11・20大嘗祭
		5・11・19	新嘗祭	不出御、掌侍直子参向
		6・11・13	新嘗祭	不出御、掌侍某参向
		7・11・13	新嘗祭	不出御、掌侍某参向
後桃園	安永	1・11・24	新嘗祭	初めて出御、前日習礼あり
		2・11・24	新嘗祭	8・11・19大嘗祭
		3・11・18	新嘗祭	不出御、掌侍某参向
		4・11・23	新嘗祭	不出御、掌侍某参向
		5・11・23	新嘗祭	初め出御
		6・11・17	新嘗祭	不出御
光格	天明	7・11・17	新嘗祭	
		9・11・17	新嘗御祈	
		1・11・17	新嘗御祈	宵儀は出御、暁儀は掌侍某奉仕
		2・11・22	新嘗御祈	後桃園天皇崩御により諒闇
		4・11・16	新嘗御祈	
		5・11・21	新嘗御祈	
寛政	寛政	6・11・21	新嘗祭	
		8・11・21	新嘗御祈	
		1・11・21	新嘗御祈	3年は盛化門院崩御により不執行
		2・11・15	新嘗御祈	
		3・11・20	新嘗祭	
		4・11・20	新嘗祭	
		5・11・14	新嘗祭	
		6・11・19	新嘗祭	
		7・11・20	新嘗祭	
		8・11・14	新嘗祭	
		9・11・14	新嘗祭	
		10・11・20	新嘗祭	
享和	享和	11・11・13	新嘗祭	
		12・11・13	新嘗祭	
		1・11・18	新嘗祭	
		2・11・24	新嘗祭	
文化	文化	3・11・24	新嘗祭	
		1・11・18	新嘗祭	

光格	文化	2・11・18	新嘗祭 新嘗祭 新嘗祭 新嘗祭 新嘗祭 新嘗祭 新嘗祭 新嘗祭 新嘗祭 新嘗祭	不出御
		3・11・24		
		4・11・18		
		5・11・18		
		6・11・23		
		7・11・16		
		8・11・16		
		9・11・22		
		10・11・16		
		11・11・16		
仁孝	文政	12・11・22	新嘗祭 新嘗祭 新嘗祭 新嘗祭 新嘗祭 新嘗祭 新嘗祭 新嘗祭 新嘗祭 新嘗祭	不出御、14・9・21即位 文政1・11・21大嘗祭
		13・11・22		
		14・11・16		
		2・11・21		
		3・11・14		
		4・11・20		
		5・11・21		
		6・11・15		
		7・11・15		
		8・11・20		
天保	弘化	9・11・14	新嘗祭 新嘗祭 新嘗祭 新嘗祭 新嘗祭 新嘗祭 新嘗祭 新嘗祭 新嘗祭 新嘗祭	11・11・18太上天皇（光格）崩御 諒闇による
		10・11・14		
		11・11・19		
		12・11・13		
		13・11・13		
		14・11・13		
		15・11・18		
		16・11・18		
		17・11・24		
		18・11・17		
孝明	嘉永	19・11・17	新嘗祭 新嘗祭 新嘗祭 新嘗祭 新嘗祭 新嘗祭 新嘗祭 新嘗祭 新嘗祭 新嘗祭	3・2・6仁孝天皇崩御による 嘉永1・11・21大嘗祭
		20・11・17		
		21・11・23		
		22・11・23		
		23・11・16		
		24・11・22		
		25・11・22		
		26・11・21		
		27・11・15		
		28・11・15		
万延	安政	29・11・21	新嘗祭 新嘗祭 新嘗祭 新嘗祭 新嘗祭 新嘗祭 新嘗祭 新嘗祭 新嘗祭 新嘗祭	皇居炎上による 不出御、御実母薨去による
		30・11・21		
		31・11・15		
		32・11・15		
		33・11・21		
		34・11・21		
		35・11・14		
		36・11・14		
		37・11・14		
		38・11・20		
文久	元治	39・11・13	新嘗祭 新嘗祭 新嘗祭 新嘗祭 新嘗祭	
		40・11・13		
		41・11・14		
		42・11・14		
		43・11・20		
慶応	慶応	44・11・14	新嘗祭 新嘗祭 新嘗祭 新嘗祭 新嘗祭	
		45・11・14		
		46・11・19		
		47・11・19		
		48・11・24		
		49・11・18	新嘗祭 新嘗祭 新嘗祭 新嘗祭	
		50・11・18		
		51・11・24		

ところでこの年々の新嘗祭にはどれほどの経費が必要とされたのであらうか。大嘗祭は一世一代の大祀であるから、それに要する経費が尋常でないことは当然であり、従つて朝廷においてもその再興に苦慮したわけである。この大嘗祭に比較して新嘗祭が小規模であることは明らかであり、それに要する経費も少なくて済むことは明白である。しかし大嘗祭と異なつて恒例の神事であり、しかも恒例儀式としては他に例を見ない大規模な祭儀である。当然朝廷につつても年々のその経費は軽視できない額であつたはずである。経費の面から近世の新嘗祭の実態を把握することも可能であらう。大嘗祭に関してはすでに武部敏夫氏や今江廣道氏が分析されてゐるが⁽¹⁴⁾、新嘗祭についてはさほど明らかにはされてゐない。もちろん近世のすべての新嘗祭の経費を紹介することは不可能であるが、ここでは一例のみを挙げて参考に供したい。

今江氏によれば嘉永元年の孝明天皇の大嘗祭に要した経費は総計で「三、九九七石三斗五升六合一夕」であつたといふ。それでは同じく孝明天皇の新嘗祭にはいかほどの経費がかかつたであらうか。安政四年度の下行帳によれば忌火御飯および調進方が九石四斗、御禊御贋物および調進方が七石五斗一升三合、新嘗会（豊明節会を含む）が一一七石四斗八合、同じく調進方の掃部頭分が一四石五斗一升、出納分が二八石九斗八升八合一勺、縫殿寮分が一五石九斗六升、造酒司分が一六石五斗、大膳職分が一五石五斗八升五合、行事官分が二二石二斗五升四合、大藏省・木工寮分が四石二五合、佐伯主殿寮分が六石三斗二升五合八勺、伴主殿寮分が六石六斗四升、主水司分が六石八斗八升七合、御蔵分が一石四斗、大殿祭分が二七石一斗六升六合、解齋御粥・御手水・調進分が九石四斗となつてをり、総計三一〇石六斗八升七合である。この額が大嘗祭に比べれば遙かに少ないことは明瞭であるが、新嘗御祈にわづか白銀五枚と米・要素を各一石宛供したことには比すれば、新嘗御祈と新嘗祭の規模および意義の相違は明らかであらう。

そこでもう少しこの経費の内容について見てみよう。新嘗祭に欠くことのできないものは神座であるが、その舗設を担当するのは掃部寮である。神座は畳を舗設して作るのであるが、その畳は一丈二尺五寸置一枚（有裏布）に六斗、

六尺置四枚（一枚有裏布）に一石五斗六升、九尺置四枚（一枚有裏布）に二石二斗八升、八尺八重置八枚（七枚折薦）に三石九升、坂枕に二石、打払布に六斗、黄絹端短置一枚に一石、神食薦一枚に一斗二升、御食薦一枚に一斗二升となつてゐる。また御湯浴に使用される天羽衣一枚に三石六斗、波衣一枚に二石七斗が出納分として、さらに行事官分として御衾二組に四石二斗、御櫛二枚に六斗、御扇二柄に一石二斗、錦御沓二足に三石六斗がそれぞれ下行されてゐる。神座、御湯浴といふ天皇親祭に直接関係するものに二七石余が下行されており、新嘗祭の全経費の一一分の一近くを占めてゐることがわかる。いづれにせよ神座の料などは延喜式時代のものと同様であり、近世の新嘗祭とはいつても中世廃絶以前のそれと内容的にはさほど変化はなかつたと見てよいであらう。

二 新嘗御祈から新嘗祭へ

前節で見たやうに、近世の新嘗祭は基本的には平安以来の新嘗祭の形式を踏襲したものであり、それは孝明天皇の新嘗祭の記録を見ても了解されよう。しかし、諒闇の時などは吉田家で新嘗御祈と称して、天皇不出御の新嘗祭とは非常に異なる形式の祭りが執行されており、いはば吉田家独自の新嘗祭といつてもよいものであつた。それは近世最後となつた安政二年一月一〇日の新嘗御祈の次の式次第からも明らかであらう。以下、特に記さない限り史料は『新嘗祭一件留』による。なほ、弘化三年一二月二二日の新嘗御祈については『孝明天皇記』一に史料が収録されてゐる。

- 一 申剰計采女代勝文朝臣長存朝臣着私 小忌、悠紀主基両神殿入幔内神座八重置燈台六本悠紀主基 三木ツ等設之、此砌通幸幔外迄相從取伝之、宮主代坐并有年以輔正立右之方燈台采女代坐等設之、此節三所之部上下撤之、垂簾東西妻戸障子等撤之、卷簾広椽東西高燈台四本 柏殿代 仮ニ同殿東西広椽ヲ用予敷鷺神體組立之案四脚又設五色布帳ヲ張悠紀ハ東広椽主基ハ西広椽ヲ用ユ其側燈台掛燈台等神人設之
- 一 西剰計供燈

一 戊剋庭燎ヲ設神人両宗源殿庭上神饌ヲ案上二弁備有年以下催之終而設終而催宜由ヲ申、宮主代采女代等先達而庭上江參進、

戌半剋斗良義參進、着冠日蔭生草十筋心葉神小捻服上下草襲石帶裾等着用此節宮主代采女代等列立于階下北上、

良義於便所下裾昇殿至東妻戸前時、有年進南階前一揖シテ警蹕二音終一揖シテ退、次參入此節一采女代長存自南階昇、

次宮主代采女代等次第自南階昇殿自東戸参入此時有年、悠紀殿前着坐、宮主代西面、此時七節竹ヲ持也、采女代西上北面三行ニ着坐、有年以下自東階昇殿修東広椽有年進良義祈申訖、拍手ニ、此音ヲ聞テ一采女代長存起坐入幔

内、次神人案上ノ神食薦ヲ取、次第二渡之、以輔此時下膳采女代東戸熙典二渡ス取之口ニ出此時通安樂幔熙典二渡ス、熙典光烈ニ渡ス、光烈勝又ニ

渡ス、勝又長存ニ渡ス此時種切簾也右次御食薦次御箸笞次枚手笞御飯笞次鮮物笞次于物笞次御菓子笞次鮑泰次和布泰次御盃次白酒ニツ次黒酒ニツ等次第転供、於幔内供進作法有之長存陪膳也、此間采女代着坐、暫左而御粥

可上之旨、幔内ヨリ長存仰之、次采女代起坐、米御粥ニツ粟御粥ニツ自神人転供如初勝又長存ニ渡ス此時種切次

長存宮主ニ祝詞之儀承之、幔内ヨリ出仰ス、着坐ノ采女代次第三承之、下膳采女代熙典尤右坐也宮主代ニ向小揖宮主代

答揖向裏方ニ揖右ニ拜申祝詞終而拍手ニ一揖如始、西面シテ下膳采女代ニ向小揖、次答揖、如始次第伝之、次長

存入幔内祝詞終由言ス、次撤神饌采女代如始伝撤之此時簾也其同上以輔ニ渡、悉撤經而宮主代等自下膳次第下殿此時有年簾漫列

立ニ階下、次良義下殿此時一采女代長存裏外幔退出、次一統退下畢、右供進之間力一時計也

一 子剋計采女代光烈熙典着私主基神殿入幔内燈台三本供御灯、此砌以輔幔外迄相從取伝之、宮主代坐右之方燈

台以輔供燈畢

一 子半剋計庭燎ヲ催、如悠紀神饌弁備等宜由ヲ申、宮主代采女代等先達而庭上江參進、良義參進、宮主代采女代等列立于階下北上、東面良義於便利下裾昇殿至西妻戸戸前時有年進南階前一揖シテ警蹕二音終而一揖シテ退、次參

入此節簾事、次宮主代采女代等自南階昇殿西戸ヨリ参入此時有年、主基殿前着座、宮主代西面、此時笏ヲ持采女代同ヲ悠紀

西上北面二行ニ着坐、有年以下自西階昇殿候、西広豫有年進、西戸口良義祈申訖拍手二、此音ヲ聞テ一采女代長存起坐入幔内、次神人案上ノ神饌ヲ取次第三渡ス、如悠紀次第転供、於幔内供進作法有之、長存陪膳也、諸事同于悠紀、丑半剋計曉御膳作法相済也、

一 晓御膳作法相済、次後采女代勝文長存両人両神殿幔内々入、神坐以下撤之、幔外迄輔正立有年以相從也

以上のやうに、吉田家での新嘗御祈は天皇不御出の新嘗祭とは全く違つた形式の祭りであり、天皇親祭の新嘗祭が伝統的な形式を踏襲してゐたのと対照的である。すなはち前述したやうに、天皇親祭の新嘗祭は、慶応二年までは平安時代以来の伝統的形式に準拠して執行されてきたのである。ところが慶応二年一二月の孝明天皇の崩御を契機として新嘗祭の形式も大きく転換するやうになる。慶応三年の新嘗祭は諒闇であり、かつ明治維新政府の政体も未だ整つてゐなかつたので吉田家・宗源殿で執行されることになつたが、その執行精神は従前の新嘗御祈とは非常に異なつてゐた。すなはち「神祇道復古」の精神が吉田家にも浸透してゐたからである。

慶応三年九月、吉田良義は議奏柳原光愛に対し「當年も近例之通御祈可被仰下哉ニ存候、然處既祭典復古之儀申立被聞食候以上者被称御祈候而者背古格名分難相立哉ニ存候間、例幣并臨時奉幣之通於神祇官代粗旧例之通被為遂行候様願入度存候」と述べ、新嘗御祈の名称の不可を訴へたのである。もつとも新嘗御祈ではなく神祇官代での新嘗祭となれば上卿など公卿・官人が参向することになり、宗源殿では到底執行できない。そこで良義は①宗源殿を当日のみ神祇官代とする、②上卿等の参向は省略する、③神座・神饌の調進には吉田社司を用ゐる、といつたかなり手前勝手な希望を柳原に願ひ出でる。

これに対し頭弁万里小路博房から一〇月一九日に「新嘗祭諒闇中近例於吉田家宗源殿被修御祈候処、今度被止御祈号候。依舊例於神祇官代被行候事。以吉田家宗源殿新嘗祭当日一日限被用神祇官代候事」と吉田家に達せられ、また上卿以下諸司、采女等も不参向の旨が伝へられた。これでは神祇官代での新嘗祭とはいつても名目だけで実質的には

従前の新嘗御祈と変りはない。つまり吉田家による多分に身内的な新嘗祭である。しかしとはいっても従前の新嘗御祈とはその舗設や儀式次第は大きく異なつたものになり、元禄元年以来の吉田家による新嘗御祈は慶応三年には転換を余儀なくされたのである。

慶応から明治へと時代は大きく転換するが、明治元年および二年と新嘗祭は慶応三年と同様に吉田家・宗源殿で執行された。しかしもはや吉田家の当主が祭祀に関与することはなく、前代の地位（慶応三年には当主の吉田良義が奉仕、「御祈念拍手」をした）は明治維新政府の新しい神祇官（政体書神祇官）の知事である近衛忠房が上卿となつて「御祈念拍手」をしたのである。これはいふまでもなく明治維新政府による新しい政体の樹立がその変化を促したものであつた。神殿の舗設そのものに変化はなかつたが、その奉仕・参向者には大きな変化があつた。それは慶応三年一二月の「王政復古の大号令」より、「自今摂閥幕府等廢絶即今先仮ニ總裁議定參與之三職被置万機可被為行諸事神武創業之始ニ原ツ」いた政府を樹立することが宣言されたからである。この大号令の趣旨に従つて維新政府はまづ慶応四年一月には三職分科職制を設置し、神祇事務総督に有栖川熾仁親王、中山忠能、白川資訓の三人を任じ、六人部是愛、樹下茂国、谷森善臣を掛に任じた。これはいふまでもなく幕末以来の念願である神祇官再興に向けての布石であり、神祇事務局を経て閏四月には太政官七官のなかの神祇官となつた。かくして新旧の神祇官が併立することになり、白川・吉田を中心とする伝統的な神祇官家と津和野藩出身の福羽美静を中心とする明治神祇官員による神祇政策、人事をめぐる主導権争ひが生じることになる。⁽¹⁷⁾ 福羽美静らは東京奠都を睨んで大胆な神祇政策、新たな国家的祭祀の創出をつぎつぎと打ち出していく。三月の天神地祇誓祭、五月の招魂祭、八月の明治天皇即位式などはその主なものである。そして九月には年号が「明治」と改められ、「東京奠都」への布石として第一次東幸が改元後すぐに断行される。一〇月一三日、明治天皇は東京に着御、江戸城を皇居とされ東京城と名称を改められた。供奉した神祇官も早速活動に入り、武藏国にある日枝神社など主要一二社に官幣使を参向させ、ついで一七日には武藏国一宮氷川神社を勅祭社と

定め、二八日には同社に行幸、親拝されたのである。かくして新神祇官は天皇の神祇崇敬を東京行幸によつて国民に周知徹底せしめることを企画としたのである。そして維新政府、新神祇官にとつての最初の新嘗祭も間近に迫つてゐた。天皇親祭を原則とするこの最重要祭祀の意義を国民、とりわけ東京府民に啓蒙することは神祇官にとつて東幸中の最も大きな課題であつたのである。

一一月一二日、東京出張神祇官（判事植松雅言、権判事平田延胤）は、

来ル十八日新嘗祭ニ相当リ御祭ハ於京師被為行候得共
天照大神顯見蒼生之食而可活モノナリト 詔命アラセラレ於天上狹田長田ニ令殖給ヒシ稻ヲ皇孫降臨之時下給ヘ
ルモノナレハ其 神恩ヲ不奉忘且旱霖之憂無之様ニト 神武天皇以来世々之 天皇十一月中卯日当年之新穀ヲ
天神地祇ニ供セラレ 辰儀モ相伴ニ御箸ヲ挙ケサセラル、重祀ニテ三千年ニ近ク無御間断被為行來候、十一月朔
日ヨリ晦日迄散齋、祭日迄ハ致齋ニテ万民御撫恤之為ニ 御親祭被為在候事誠ニ以テ下々ノ身ニテハ難有御儀ニ
候、諸般ノ事ハ中世以来他邦之風儀モ立交候得共神事ノミハ古代之儘ニテ聊モ駁雜無之純粹之古道ニ候、京都及
山城國中ハ當日ヨリ明朝迄梵鐘誦経之音ヲ禁止シ庶人ニ至ル迄一意ニ神祇ヲ尊崇スヘキ御定ニ有之、天下一統昔
ハ新嘗之日ハ戸ヲ閉斎戒イタシ候趣古歌ニ相見ヘ候得共唯今ニ至リ候テハ其子細モ不存、徒ニ打過候故及御布告
候、右之訳ニテ全ク 御仁恤之觀慮ヨリ被為行御祭ニ候條公卿諸侯大夫士庶人ニ至迄篤ク相心得当日ハ潔斎御
神祇ヲ拝シ共ニ五穀豐熟天下泰平ヲ神祇ニ祈奉ルヘシ、面々毎日食シ候米穀ハ其元 天祖之賜物ナル事ヲ知 御
國恩之辱キ事ヲ相弁候ハ、遊興安臥シテ在ヘキニアラス寒村僻邑之上民雨ヲ祈リ晴ヲ願ヒ候モ必感應有之、 天
下一同至尊之 御仁恤ヲ体認シ奉リ共ニ祈請シ奉ルニ於テハ神祇ノ冥感殊ニ速ナルヘキ事ニ候⁽¹⁸⁾

との布告書見込を認めた。そしてこれが原案となつて「新嘗布告書」二、五〇〇部が東京府下を中心に配布されたのである。見込書と布告書はほぼ同じ内容であるが、布告書では「辰儀モ相伴ニ御箸ヲ挙ケサセラル」の部分が削除され

てゐる。新嘗祭は一般的には「神人共食」の神事とされてゐるが、この布告書では天皇がただ「天神地祇」に新穀を供進するといふ趣旨になつてゐる。なぜこの部分が削除されたのか不明であるが、新嘗祭の意義といふ観点からは無視しえない問題を含んでゐるといへよう。

かくして一八日には京都の吉田宗源殿で神祇官知事近衛忠房（新前左大臣）が上卿となり新嘗祭が執行された。いふまでもなく宗源殿での新嘗祭（新嘗御祈）に上卿が参向するのは近世以来初のことであつた。当日神祇官からは近衛と愛宕通旭判事が神事に参勤、青山稲吉、松尾伯耆の両権判事が神饌検察として参向した。また楽所から多安芸守以下一〇名、主水司から橋本主水佑、召使として青木民部大丞がそれぞれ参勤した。さらに吉田家からは宮主の正四位下神祇少副吉田良祥を始め社司の從三位鈴鹿連胤以下一八名の社司、末社司、神殿守、神人が参勤して以下に記すやうな次第で明治最初の新嘗祭が執行されたのである。

一 宗源殿三所部東西妻戸障子等撤之、垂簾但石妻分之、御内陣被用神殿代風二間四方程圓之、掛幌代白布、広筵代着舗也、四隅設燈台四基土敷代、外陣掛幌布幌手付、宮主着座小筵一枚代薦、社司八人着座長筵同上、檢察一人着座長筵一枚代薦、座傍燈台一基土敷、東妻戸前広椽設神座大机重畳八重畳等載之、其東同上之方三方斑幌ヲ張、御用掛け着座薦ヲ設、燈台一基土敷、広椽掛け燈台四ツ、柏殿代同殿用西広椽予敷薦長間半格棚八足机三脚等設之但桔棚八足机昨介依後古、燈台掛け燈台等設之也

一 西剋計社司良知朝臣光行各着私入御内陣、供御燈燈台、外陣迄友年相從取伝之、宝前高燈台金燈籠等着今度畧之、宮主檢察等座傍燈台等御燈通安以輔役之、宝前八膳之壇供調進通安供之、広椽掛け燈台四、柏殿代燈台掛け燈台等御燈神人役之、訖一兩人宛相替而候其側

一 戊剋計催庭燎下神人着白張如形小、社司勝文熙明朝臣良知朝臣芸春朝臣等參進、東妻戸前大机上設有之神座八重畳等昇之御内陣三入ル、此時運胤卿御襄幌設之、引続柏殿代神饌組立弁備訖、催宜由令言上運胤卿以下座上江江參進扣

居、戌半剋計忠房公愛宕大夫通旭権判事藤原景通秦相保等庭上江參進、忠房公御手水之儀有之、主水司役之、此間染所染之屋へ入ル、社司連胤卿以下柏殿代西之階君昇殿、柏殿代ニ候ス、先是検察一人自南階昇殿西妻戸内北人以下一固次第出、柏殿代八人一人執神食薦一人執御食薦一人執御箸管一人執牧手管一人報御飯管一人執鮮物筥一人執干物筥一人執御菓子筥、更進至西妻戸辺時以輔於広椽称警蹕、此時染所発物之音、社司各宮持筥東上北面着座、次^{通老}執和布汁漬、次^{次年}執鮑汁漬各候其次広椽、次神人昇空蓋和布鮑等羹八脚机、同一人昇白黒御酒八脚机、同二人昇米粟八脚机、各広椽候居、忠房公卿祈念終御拍手二、此音ヲ聞テ社司自神食薦至羹次第転供、御供進御作法有之、暫在西御酒可上之旨御内陣ヨリ愛宕大夫通旭先之、仍白御酒手居瓶二ツ黒御酒手居瓶二ツ次第転供上之、取替、直撤却、引続米御粥二环粟御粥二环次第転供上之、次熙明朝臣宮主祝詞之儀承之、御内陣ヲ出、向宮主小揖^{供進之由告之也}、宮主答揖、向巽方一揖、次^二拜申祝詞^{竹杖}此時檢、終而拍手二揖、如始着座、向熙明朝臣小揖^{祝詞終由告之也}熙明朝臣答揖、入御内陣祝詞終由言上、次自御粥至神食薦被撤之、社司代以下如始各乍持物自下腹退出^{此時染所止物之音}、柏殿代ニ入置各取物、直西之階下殿、次宮主起座下殿、次檢察一人下殿、次愛宕大夫通旭忠房公御下殿、次社司神座八重疊等撤却^{從事訖}、一同退出、右御作法之間一時計也

一子剋計催庭燎社司二人入御内陣御燈指油末社司神人役之、次社司四人神座八重疊等設替相濟、柏殿代神饌組替弁備訖、催宣由令言上、社司連胤卿以下庭上江參進、次染所染之屋ニ候、主水司召使等便所扣居

子半剋計

忠房公以下御參進御作法有之惣テ如夕御膳之時、訖神座八重疊等撤却、丑半剋万事無滯相済畢
以上明治元年の式次第を紹介したが、これからわることは次第そのものはさほど変化してゐないといふことであ

る。しかし宝前の高燈台や金燈籠が省かれたことは吉田家伝統の「密教的神道」の廃絶にふさはしいし、またあたかも天皇に準じるやうな形で新嘗御祈を執行してゐた吉田家当主がもはや奉仕してゐないことは、式次第の変化の有無にかかはらずそれ自体が近代の新嘗祭の到来を告げる巨大な変革の象徴であらう。

むすび

吉田家の宗源殿での新嘗御祈は近世の新嘗祭再興の契機となつたものであり、その意義は決して小さくない。しかし諒闇時などに執行された吉田家・宗源殿での新嘗御祈が、天皇不出御の場合の新嘗祭の形式とは大きく異なるものであつたことは以上見てきた通りであらう。これを改革し、新嘗祭を本来の姿に復することが明治神祇官の最初の重要な課題であつた。そしてそれは、単に宮中のみの新嘗祭を復古するだけではなく、古代のやうに全国の神社での新嘗祭を復活することでもあつた。そのためにも、再興された神祇官での新嘗祭執行が必要不可欠とされたのである。明治二年は元年と同様、京都の吉田家・宗源殿を神祇官代として新嘗祭が執行されたが、東京奠都の本格化とともに明治三年の新嘗祭は東京の神祇官で執行されることになる。それは、近世の新嘗祭再興をもたらした吉田家での新嘗御祈への決別であり、また伝統的な神祇官家である吉田家（および白川家）の退場をも意味してゐた。

註

- (1) 近代の皇室祭祀については、八束清貫「皇室祭祀百年史」（明治維新・神道百年史）第一巻、神道文化会、昭和四一年）、阪本是丸「近代の皇室祭祀と国家神道」（國家と宗教の間）、日本教文社、平成元年）等を参照。
- (2) この点については、岡田莊司「大嘗の祭り」（学生社、平成二年）の特に第四章「神今食と新嘗祭・大嘗祭」を参照。岡田氏は「天武朝前期は、古来の伝統的新嘗儀礼が、律令国家祭祀として全国的（畿外近国ではあるが）規模に拡張され、

天武六年（六七五）に開始する祈年祭班幣行事と対応する大がかりな祭祀として當まれた」と述べてゐる（同書一四九頁）。

(3) 神今食については、岡田前掲書および森田悌「大嘗祭・神今食の本義」（山中裕・森田悌編『論争 日本古代史』、河出書房新社、一九九一年）を参照。

(4) この元禄元年の新嘗御祈に関する記録として天理図書館所蔵の「新嘗御祈采女參仕神膳供進次第」がある。

(5) 『公卿補任』には「(元文五年)十一月一日供忌火御飯(依日蝕。夜陰被行之)。陪膳公文朝臣。……廿四日新嘗祭(再興)小忌上卿右大臣(道香)。伝奏左衛門督(米親)。奉行公文朝臣。廿五日供解齋御粥。陪膳公文朝臣。豊明節会。内弁右大臣(道香)。伝奏奉行同上」とある。また柳原紀光の『続史愚抄』には「廿四日辛卯。新嘗祭。再興。行幸神嘉殿。以南殿擬之。有神饌御供進。宵。曉。次還御本殿。」とある。

(6) この点については武部敏夫「貞享度大嘗会の再興について」(『書陵部紀要』四、のち岡田精司編『大嘗祭と新嘗』、学生社、昭和五四年、再録)、参照。なほ、この貞享度の大嘗祭再興がすこぶる略儀であつたことを非難された妙法院座主堯恕法親王については三浦周行「即位礼と大嘗祭」(京都府教育会、大正三年)、参照。

(7) 宮内庁書陵部所蔵『基量卿記』(『古事類苑』神祇部二に当該箇所あり)。

(8) 同右。

(9) 宮内庁書陵部所蔵『新嘗祭一件留 明治元、二、三年』。

(10) 同右。

(11) 「元文度大嘗会の再興について」(『大正大学大学院紀要』八六一六)。

(12) 岡田前掲書、一七二頁参照。

(13) 『続史愚抄』元文四年一月二四日条。

(14) 今江「江戸時代の大嘗祭」(『国学院雑誌』九一一七)。

(15) 「安政四年 新嘗祭下行帳 写」(前掲『新嘗祭一件留』所収)。

(16) 明治元年から三年の新嘗祭については、岩本徳一「神祇官代新嘗祭考」(『国学院雑誌』六七一六)、武田秀章「明治大嘗

祭前史の一考察」（『神道宗教』一四〇・一四一）、参照。

(17) この点に関しては武田秀章「近代天皇祭祀形成過程の一考察—明治初年における津和野派の活動を中心に」（井上順孝・

阪本是丸編『日本型政教関係の誕生』、第一書房、昭和六二年）、参照。

(18) 国立公文書館所蔵『公文録』。